

令和5年

おとわ消費者被害・特殊詐欺速報 8月

違法な年金担保融資を利用しないでください！！

要注意！

「年金を担保にしてお金を借りられます！」

STOP！法律で禁止されています。

「年金を担保にしてお金を借りられます」などと宣伝して借入を勧誘することは例外なくすべて違法です。法律で禁止されています。

「年金担保貸付制度」は、以前は独立行政法人福祉医療機構が実施していましたが、令和4年3月末で申込受付を終了しています。



消費者へのアドバイス

- 生活資金等で困っている方は、お住まいの地域の**自立相談支援機構**や**市区町村社会福祉協議会**にご相談ください。
- 多重債務に関する相談については、**消費生活相談窓口**や**日本司法支援センター（法テラス）**にご相談ください。
- 年金証書や預金通帳などを**渡さないよう**に気を付けましょう。

不審に思ったときは、

警察や消費生活総合センターへすぐに相談を！！

消費者ホットライン・・・☎188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内)・・・☎366-1319

高齢サポート・音羽(京都市音羽地域包括支援センター)

☎075(595)8139 FAX075(593)4139

